

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人

郡山清和救護園

目 次

平成 28 年度 法人事業計画	1
1、 基本理念	1
2、 基本方針	1
3、 職員倫理綱領	1
4、 職員の誓い	3
5、 私たち法人職員が目指すところ	3
6、 事業の推進	4
7、 認定生活困窮者就労支援事業 (中間的就労支援事業)	5
平成 28 年度 郡山せいわ園 事業計画	7
I、 実践目標	7
II、 重点事項	7
1 生活自立支援について	7
2 健康に過ごすために	8
3 おいしく楽しく食事をするために	8
4 地域社会から必要とされる施設をめざして	8
5 生活困窮者等の支援推進と地域貢献 (中間的就労支援事業)	8
6 将来を担う職員の育成について	9
7 予算経理について	9
III、 業務実施計画	9
1 日課表	9
2 週間日課表	10
3 グループ活動	10
4 ほっとサロン (生活総合相談事業)	10
5 機能維持・体力訓練について	11
6 クラブ活動	11
7 町内会 (利用者自治会)	11
8 地域との交流	11
9 地域生活移行支援	12
10 各種委員会活動	12
*年間主要行事	16
*平成 28 年度 郡山せいわ園サービス提供システム	

平成 28 年度 居宅生活訓練事業 事業計画	1 7
平成 28 年度 保護施設通所事業 事業計画	1 8
平成 28 年度 保護施設一時入所事業 事業計画	2 0
平成 28 年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画	2 1
平成 28 年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画	2 3
I、 実践目標	2 3
II、 重点事項	2 3
1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために	2 3
2 健康にすごすために	2 3
3 おいしく、楽しく食事をするために	2 4
4 家族および地域社会との交流のために	2 4
5 安心してご生活いただくために	2 4
6 地域社会から必要とされる施設を目指して (生活困窮者等の支援推進と地域貢献)	2 4
7 将来を担う職員の育成について	2 4
8 予算経理について	2 5
III、 業務実施計画	2 6
1 日課表	2 6
2 週間日課表	2 7
3 生活・余暇等の支援	2 7
4 クラブ活動	2 8
5 自治会活動支援	2 8
6 各種委員会活動	2 9
*年間主要行事	3 1
*平成 28 年度 希望ヶ丘ホームサービス提供システム	
平成 28 年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画	3 2
平成 28 年度 希望ヶ丘居宅介護支援事業所 事業計画	3 4

平成28年度 法人事業計画

1、基本理念

- 1 “地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと” 信頼される施設づくりでゆるぎない福祉文化の創造を目指します。
- 2 利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供に努めます。

2、基本方針

- 1 インクルージョン（すべての人を地域に包みこむ）等の基本的理念の徹底
法人・施設の経営・運営にあたっては、“地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと”をモットーとして、インクルージョン等の理念を基底として、利用者の方々一人一人が持つ尊厳を尊重し、福祉サービスの更なる充実と、その人らしい豊かな生活の実現に努めます。
- 2 地域生活支援への取り組み
利用者の方々の自立を支援するための機能として、地域生活支援機能（グループホームや保護施設通所事業等々）を充実させ、地域での生活を希望する方等に対して、地域生活を想定した様々な対応訓練を行い、より積極的に地域生活への移行を促進します。
- 3 社会貢献への取り組み
社会福祉法人として、地域社会の福祉ニーズに応えうる、福祉事業の開拓に取り組みます。
- 4 福祉サービスの質の向上と人材育成
「福祉QC」サークル活動（業務の改善活動）の積極的な取り組みと「ジェントルティーチング」の理念の普及と実践により、質の高いサービスの提供と人材育成に努めます。
- 5 法人・施設の健全経営のための基盤づくり
長期的展望に立った健全経営のための基盤づくりに努めます。

3、職員倫理綱領

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします

第1条（個人の尊重）

私たちは、利用者に対して、どのような理由においても差別することなく利用者一人一人をかけがえの無い存在として尊重いたします。

第2条（体罰の禁止）

私たちは、専門職として受容と傾聴の姿勢を保ち、利用者を決して拒否することなくいかなる場合であっても体罰・虐待等人権を侵害する行為はいたしません。

第3条（自己実現の尊重）

私たちは、利用者個人の自己実現へ向けて他人の利益を侵害しない程度に可能な限り最大限のサポートをいたします。

第4条（プライバシーの保護）

私たちは、利用者個人のプライバシーを保護いたします。業務上、情報提供が利用者の利益となる場合には本人と識別できる方法を避け、事前に本人の承諾を得ます。

第5条（情報提供の責務）

私たちは、利用者の利益となる情報や求められた情報について、利用者個人の伝わりやすいコミュニケーション手段によって積極的に提供いたします。

第6条（意見表明権の尊重）

私たちは、施設で提供されている各種サービス等について常に利用者からの意見・要望・苦情等を求め、より良いサービスの提供に努めます。

第7条（質の高いサービス提供の責務）

私たちは、利用者の皆さんに、安全で安心、そしてご満足いただけるよう、福祉QC活動等を行ない、更なる質の高いサービスの向上を目指します。

第8条（情報公開の責務）

私たちは、地域社会等に、より一層の施設への理解と支援をいただくため、広報誌や年間誌、行事等を広く公開いたします。

第9条（不正の禁止）

私たちは、利用者に対するサービスを最優先に考え、自己の私的な利益の為に利用する事は決していたしません。常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指します。

第10条（専門的サービス提供の責務）

私たちは、常に自己の専門的知識・技能水準の維持向上に励み、専門性の高いサービスの提供に努めます。

平成16年4月1日制定

4、職員の誓い

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします。

1. 利用者一人一人を一個人として尊重し、体罰をはじめ、プライバシーの侵害、身体的・性的・心的虐待や介護の怠慢等、利用者の人権を侵害する行為は決していたしません。
2. 利用者に対し常に受容と傾聴の姿勢で接し、十分な説明と同意のもと、個人のご希望に沿ったサービスの提供に努めます。
3. 専門職として、援助技術・技能水準の維持向上を目指し新しい知識の取得に努め、更に専門性を深めるための努力をいたします。

以上の宣言事項と「職員倫理綱領」を遵守することを誓います。

平成 16 年 4 月 1 日制定

5、私たち法人職員の目指すところ

- 1 “満足”と“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

福祉サービスを必要とする方、および地域社会の方々へ“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

- 2 改善活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

全職員で継続的に取り組む「福祉QC」サークル活動を通して、①サービスの「質」が第一 ②利用者本位のサービスの提供などをテーマとした改善活動に取り組み、利用者の皆さんに、安心・安全・安寧を提供する法人・施設を目指します。

- 3 職員一人ひとりが輝き、働く喜びを持てる法人・施設を目指します。

“優れた人材の育成なくして福祉サービスなし”という考えのもと、国家資格取得や研修等を通して職員一人ひとりの育成に努め、“ともに考え、支え合い、学び、そして成長し合い、輝きと誇りを持って働ける”法人・施設を目指します。

- 4 地域社会に貢献できる法人・施設を目指します。

地域社会の福祉ニーズを踏まえ、施設が持つ機能を提供するなど、地域社会に貢献できる法人・施設を目指します。

6、事業の推進

1 第一種 社会福祉事業

- (イ) 救護施設 郡山せいわ園の経営
 - ・救護施設居宅生活訓練事業の取り組み
 - ・保護施設通所事業の取り組み
 - ・保護施設一時入所事業の取り組み
- (ロ) 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの経営

第二種 社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - グループホーム「みんなのいえ」の経営
- (ロ) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業の経営
 - 希望ヶ丘訪問介護事業所の経営

公益を目的とする事業

- (1) 希望ヶ丘居宅介護支援事業所の経営
- (2) 認定生活困窮者就労訓練事業

2 社会貢献事業の推進

今、社会福祉法人の社会貢献事業の取り組みが期待されておりますが、当法人としても積極的に社会貢献事業に取り組みます。地域で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々等を、一時的な施設機能の活用等を通して支援します。

3 職員研修等の充実

新任職員研修、QC活動研修会等の法人内研修等の実施と施設間職員の交流等を積極的に行い、救護施設と養護老人ホームの職員間の情報共有化と共に人材育成に努めます。

4 防災対策等の充実

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の教訓を活かして、利用者の皆さんの安心・安全を守るため、災害時等に強い福祉施設を目指し、防災対策の充実に努めます。

5 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの特定施設入居者生活介護の指定ならびに定員増について

養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの特定施設入居者生活介護の指定、ならびに入所定員増について郡山市さんのご指導をいただきながら、準備を進めてまいります。

7、認定生活困窮者就労支援事業（中間的就労支援事業）

～ 共にめざそう！すてきな笑顔であなたらしい生き方を ～

生活困窮者等に対し、施設が就労訓練等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指すと共に、法人・施設の社会的役割や地域貢献、そして、地域社会とのつながりを図ることを目的とする。

1. 実施施設

名 称 救護施設 郡山せいわ園

所 在 地 福島県郡山市舞木町字間明田 104 番地

電話番号 024-956-2121

名 称 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホーム

所 在 地 福島県郡山市希望ヶ丘 31 番 26 号

電話番号 024-951-9900

2. 事業の対象者

生活困窮者ならびに生活保護受給者で、自立相談支援機関から紹介を受けた方

3. 事業の定数

事業定員数は、各施設 5 名とする。

4. 職員の配置

本事業を実施するにあたっては、中間的就労支援担当者を 3 名配置する。

5. 事業の内容

(1) 本事業の実施にあたっては、以下の就労システムにより、本人との面談を通してその方に合った就労支援を行う。

支援形態	種 類	報 酬	評 価	ステップアップ基準	
①無償ボランティア	訓練計画に基づく就労	無 償	毎回面談を行い、1ヶ月ごとに評価	就労態度・意欲・正確性等	適性に合った訓練を見つけ、定着できた場合。
②有償ボランティア		時給500円	1週間に一回面談し、3ヶ月ごとに評価		
③最低賃金就労	雇用契約に基づく就労	最低賃金	3ヶ月に一回面談し、6ヶ月ごとに評価		本人・施設長・業務課長・担当職員による評価と面談にて判断。
④一般賃金就労		一般賃金	6ヶ月に一回面談し、1年ごとに評価		本人・施設長・業務課長・担当職員による評価と面談にて判断。

(2) 就労支援内容については、以下のとおりとする。

食 事 関 係	食事の配膳・下膳など
洗 濯 関 係	洗濯・乾燥、洗濯物配り、洗濯物たたみなど
清 掃 関 係	廊下、階段等の掃き掃除、トイレ掃除、ゴミの分別など
入 浴 関 係	入浴の準備、片付け、入浴支援時の支援補助など
環 境 整 備	草むしり、倉庫整理など
利用者日課支援	見守り、お茶配りなど
そ の 他	検温等の記録入力など

6. 就労日及び就労時間

本事業の就労日及び就労時間は、次の通りとする。

- ① 就労日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月25日～1月10日までを除く。
- ② 就労時間 午前9時から午後4時までの間で、面談によって決定する。
*休憩時間は、就労支援内容によって異なる。ただし、午後12時から午後1時までは昼食時間とし、施設の食事を提供する。
- ③ やむ得ない理由で休む場合には、朝8時半までにせいわ園に必ず連絡してもらふこととする。

*その他の実施内容については、社会福祉法人郡山清和救護園 中間的就労支援事業実施要綱に沿って実施する。

平成28年度 郡山せいわ園 事業計画

当施設は、“地域のなかで、地域とともに、自分らしくいきいきと”を基本的理念として、“利用者の皆さん本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに鋭意努力してまいりました。

本年度も、次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける施設の経営及び福祉サービスの提供を目指します。

I、実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 多様な障害や課題を持つ利用者の皆さんのニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン（すべての人を地域に包みこむ）等の理念を踏まえ、“共に生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの地域生活支援がさらに円滑に進められるよう推進します。

II、重点事項

1 生活自立支援について

“生活自立と生きがいの確立”を基本目標として、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの自己形成のために必要な支援を行います。

- ①利用者の皆さん個々の能力に応じたグループ別生活支援や作業訓練等を通じて、自己の役割や働く喜びを知り、いきいきとした生活が送れるよう支援します。
- ②利用者の皆さんの高齢化等による身体機能低下の回復・維持・予防のため、毎日の歩行運動や作業療法士・理学療法士の指導のもと、リハビリに努めます。
- ③地域社会との交流活動を積極的に促進し、利用者の皆さんが社会参加への意義と喜びを見いだせるよう努めます。また、利用者の皆さんの自立度向上に努め、地域生活移行への支援を積極的に行います。
- ④虐待に対する意識を高め、常に利用者の皆さんの人格や権利を尊重し、安心・安全に生活を送れるよう支援します。
- ⑤心のケアを必要とする方々に専門職による個別面談や嘱託医との連携を密にし、おだやかな生活を送れるよう努めます。
- ⑥地域貢献に積極的に取り組み、地域社会の福祉のニーズに応え、より一層地域に根ざした施設を目指します。

2 健康に過ごすために

心身の健康のためには、毎日の健康管理が大切です。利用者の皆さん、一人ひとりが健康で、充実した日常生活を送れるよう、身体的、精神的状況の把握に努め、状態に変化が生じたときは、嘱託医や協力医療機関との連携のもと適切に対応します。

3 おいしく楽しく食事をするために

“健康で楽しい食事”“おいしく、元気になる食事”を目指し、食を通して、利用者の皆さんがメリハリあるご生活ができるよう支援します。

4 地域社会から必要とされる施設をめざして

“利用者の皆さんに・地域社会の多くの人々に信頼される施設づくりを目指して”より一層の施設機能の充実に努めます。

① 福祉サービスの質の向上について

(別添、平成28年度郡山せいわ園サービス提供システム参照)

利用者の皆さんからの“苦情を解決するシステム”や、利用者個々の尊厳を尊重し、よりよい支援を目指していくための“虐待防止委員会”、職員が自分達の仕事の善し悪しを客観的に判断するための“サービス評価委員会”その他、ヒヤリ・ハット委員会や各種委員会活動を通して、その向上に努めます。

② 災害防止について

- ・平成23年3月11日の東日本大震災を教訓にして、利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先とし、非常時・大規模災害に備えた定期的な諸訓練及び防災設備の保守点検に努めます。
- ・地域消防団との避難訓練等を行ない、災害(事故)防止についての意識の高揚に努めるとともに、災害に強い施設を目指し、災害用品及びマニュアル等の整備を行います。

③ 地域にねざした施設づくりについて

- ・地域老人クラブ並びに地域小学校との交流に努めるとともに、地域公民館行事等に積極的に参加します。
- ・地域福祉の向上と地域にねざした施設づくりを目指し、積極的な地域貢献に努めます。

④ 救護施設居宅生活訓練事業並びに保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の充実について

利用者の方々の地域生活移行の推進を積極的に図るため、救護施設居宅生活訓練事業並びに保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の更なる充実に努めます。

5 生活困窮者等の支援推進と地域貢献（中間的就労支援事業）

生活困窮者等に対して、施設が就労訓練等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指すと共に、法人・施設の社会的役割や地域貢献、そして、地域社会とのつながりを図ります。

6 将来を担う職員の育成について

法人施設の将来を背負ってくれる職員の育成に努めます。

- ・ ジェントルティーチング等の理念や福祉QC活動の理念等を積極的に推進します。また、他法人合同の福祉QC発表大会や福祉QC全国発表大会に参加します。
- ・ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励すると共に、全国救護施設研究協議大会や東北地区救護施設研究協議大会への参加、および福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会等に積極的に職員を参加させます。
- ・ 養護老人ホーム希望ヶ丘ホームとの行事時等の職員間交流を行ない、職員間の情報の共有化と資質の向上に努めます。

7 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ、業務実施計画

1 日課表

時 間	日 課
6:30	起床・身だしなみ 等
7:30	朝食
8:00	歩行運動・検温、健康チェック・活動準備 等
9:00	ラジオ体操 ・ 清掃
9:30	グループ活動（特浴室入浴）
11:30	フリータイム
12:00	昼食・休憩
13:00	検温、健康チェック・歩行運動・活動準備等
13:30	グループ活動（一般浴室入浴）
16:30	清掃・検温、健康チェック
17:00	フリータイム
18:00	夕食
19:00	フリータイム
21:00	消灯
22:00	就寝（土曜日は 23:00）

2 週間日課表

曜日	日 課	
	午 前	午 後
月	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
火	グループ活動	グループ活動・一般浴室入浴
水	全体朝礼・グループ活動・特浴室入浴・ 浴室清掃・困りごと相談	グループ活動・一般浴室入浴
木	グループ活動・一般浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴・赤ちょうちん
金	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
土	せいわ銀行・寝具交換	一般浴室入浴・おやつ
日	寝具交換	夢喫茶

※内科診察(月1回)、精神科診察(月4回)、歯科検診(年2回)

※作業療法士(月曜日から金曜日)、理学療法士(毎週水曜日)によるリハビリ

※各種委員会(12～16ページ参照)

※クラブ活動(11ページ参照)

※町内会(毎月第1水曜日)

※理髪日、女子カット(月1回)

3 グループ活動

(1) いきいき班

身辺自立を目標に、髭剃りや爪きり、入浴などの身辺介助を行い、清潔に過ごせるようにします。また、レクリエーションなどで気分転換も図ります。今年は、口腔ケアに積極的に取り組み、誤嚥性肺炎予防や嚥下機能等を現状維持できるようひとりひとりに合わせた口腔ケアの仕方を支援します。ADLや個人に合わせたグループ活動を通し生活リズムを整えながら健康で生き生きとご生活いただけるよう支援します。

(2) チャレンジ班

作業訓練・調理訓練・外出訓練・買い物訓練などを通して、生活のリズムを整え充実した生活が送れるよう、また働くことの喜びや地域移行へつながるよう支援します。

4 ほっとサロン(生活総合相談事業)

“心のケア”を必要とする方等に対し、いつでも気軽に相談やお話しができるような明るく、ほっとできる場をつくります。自分自身を理解(障害や性格、体力など)し、安定した生活が送れるように、個別面談、嘱託医・作業療法士等との連携を図るとともに、職員間での情報を共有し支援します。

5 機能維持・体力訓練について

利用者の皆さんの身体機能低下の回復や予防・残存機能の維持を目標に、作業療法士・理学療法士によるリハビリを行い、健康で過ごしていただけるよう支援します。

6 クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
スポーツクラブ	運動を楽しみ、健康を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器を使用した運動を行う ・パターゴルフ、輪投げ等のゲームで体を動かす ・体重やBMI値などの体の変化の記録 ・四施設交歓会等の行事に向けゲートボールや各種ゲーム等の練習を行う 	第1・3 火曜日
音楽カラオケクラブ	カラオケや音楽に合わせて体操を行い、楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブでのテーマ曲を定め、全員で歌えるようにする ・カラオケルームに出かけ、楽しんでいただく 	第2・4 火曜日
絵画クラブ	物や人物などを被写体とし、写生や版画の制作・工作を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・写真、風景等をモチーフとした写生を行う ・メンバーによる、工作を取り入れた合同作品の製作 	第1・3 火曜日
園芸クラブ	外部講師による季節に応じた花材を使用し、生け花やフラワーアレンジメントの作品作成を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・生け花やフラワーアレンジメントを楽しむ ・施設内に作品を展示する 	第2・4 火曜日
手芸クラブ	外部講師による編み物、縫物、コサージュ作品作成を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー個々に、裁縫や編み物等、作りたい作品を決める ・完成した作品は東部地区文化祭へ出展する 	第2・4 火曜日

7 町内会（利用者自治会）

利用者の皆さんに各種委員会に参加していただくとともに、せいわ町内会（自治会）を活性化し、利用者の皆さん相互の連携と親睦をはかるとともに、利用者の皆さんの声を大切にし、豊かで潤いのある施設生活になるよう支援します。

8 地域との交流

いきいきサロンや地域小学校、老人クラブの皆さんとの交流を通して、またサマーフェスティバルや秋祭り等の行事にご参加いただくことで、地域社会の多くの方々に信頼され、必要とされる施設づくりを目指します。

9 地域生活移行支援

利用者の皆さんの地域生活移行を目標とした様々な社会的体験や訓練を体系的に支援する事で、社会復帰・社会的関わりを目指し、その人らしい生活や生き方を支援します。

10 各種委員会活動

委員会	目的	実施内容	実施日
事業企画管理委員会	社会福祉法人の円滑な運営を行うために事業内容を検討し、利用者の皆さんに満足していただけるサービスの提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画立案(2月) ・事業担当者の検討(2月) ・事業の実施状況の把握 	第3 水曜日
苦情解決委員会	利用者の皆さん個人の権利を擁護すると共に、利用者の皆さんが福祉サービスを適切にかつ、満足に利用することが出来るように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付、改善 ・困りごと相談(毎週水曜日) ・苦情解決責任者、第三者委員への報告 	第4 水曜日
サービス評価委員会	救護施設の基本理念と実践目標を踏まえて利用者の皆さんの視点でサービス内容を検証して現状を把握し、必要に応じて改善等の活動を通し、より一層のサービスの質の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回自己評価実施(3月) ・サービス評価による問題点の把握、改善 	第3 木曜日
ヒヤリハット委員会	施設内のリスク管理を行い、利用者の皆さんや職員に危機意識を啓発し、安心・安全・安寧の施設づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・KYTの実施 (毎月第4金曜日) ・ひやっとニュースの発行 ・ヒヤリハットの事例把握、情報収集、再発防止策の検討、実施 ・他職種との連携 	第4 火曜日
5S活動委員会	整理・整頓・清掃・清潔・躰の“5S”を推進し、きれいでムダのない施設を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会との連携 ・園内外の整理整頓 ・書類等の整理整頓 	第3 金曜日

委員会	目的	実施内容	実施日
改善委員会	各委員会の活動状況や問題点等を客観的に把握し、改善困難な問題に対しては改善方法を提示し、更に困難なものには委員会で支援し改善を図る。またせいわ園サービス提供システム等、あらゆる分野において職員一人ひとりから改善の提案をしてもらい、その提案について検討し改善を図る。また、「全員管理者」をスローガンに職員一人ひとりが管理者であるという自覚を持ち、自分の仕事に責任が持てるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の活動状況の把握とスムーズな活動実施への支援 ・改善事案の検討、実施 ・改善策実施の評価 	第1 金曜日
広報委員会	せいわ園で行われる行事や地域の皆さんとの交流など、その活動状況を広報誌や年間誌にまとめ、作成した広報誌や年間誌を通して、せいわ園をより理解していただけるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「トゥモローライフ」の作成と送付(7、11、3月) ・年間誌「一年のあゆみ」の作成(5月) ・施設パンフレットの作成 	第1 木曜日
せいわ町内会	利用者の皆さんの自立心を高めると共に、生活が豊かな潤いのあるものになるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の皆さんが困っていること、不安に思っていること、確認したいこと ・来月の掲示用の予定表を作成 ・食堂当番の編成 ・町内会で主催している行事の運営と実施 	第1 水曜日
福祉QC推進委員会	QC活動を通して、利用者の皆さんにご満足いただけるサービス提供と職員の創意工夫で明るく活気のある職場づくりを目指し、各QCサークルが充実した活動を進められるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉QCサークル活動の実施、推進 ・福祉QCサークル発表会の実施 ・「福祉QC」全国発表大会への参加 ・福祉QC入門講座研修への参加等 	第2 木曜日

委員会	目的	実施内容	実施日
各ボランティア・ご慰問受け入れ委員会	各ボランティアやご慰問を通し、理解、協力を頂けるよう地域社会の多くの方の受け入れ体制を整えると共に、救護施設を正しく理解していただくよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、ご慰問の受け入れ ・地域との交流 	第1 火曜日
防火管理委員会	日常から万一の非常災害に備え、消防設備器具の安全管理を行い、自衛消防隊による消防操法の訓練に努め、災害防止に努めるとともに災害を最小限に食い止められる体制づくりをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 ・自衛消防操法の訓練(10月) ・消防設備器具の点検整備 ・地域消防団との連携 	第4 月曜日
パソコン活用委員会	パソコン支援システムによる情報を職員が共有化し、周知徹底させることで安定したサービスを提供することやホームページの管理・運営、職員のパソコン技術の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの随時更新、作成 ・パソコン活用に関する指導、勉強会 	第2 金曜日
エチケット委員会	職員、社会人としての望ましい姿勢を定着させ、危機管理等に配慮した安全な職場づくりを目指す。 (ジェントルティーチング含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の実施 ・エチケットチェックの実施 ・接遇マナー研修への参加 	第2 火曜日
研修委員会 (ケアアップ・メンタルケアを含む)	福祉施設職員として職員が固有の専門性を高めると共に、また職業人としてのモラルを身に付け、さらなる資質向上に努めるために研修会を企画・実施する。また、各研修会にて得た情報を職員全体で共有し、サービスの向上に結びつけるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアアップ研修(4月～12月) ・研修報告会(随時) ・外部講師を招いての研修 ・新任職員オリエンテーションについて ・スキルアップ手帳の管理 	第4 金曜日
個別支援委員会	利用者の皆さんのニーズに沿ったサービスの提供をするために、そのニーズを体系的に把握するとともに、利用者の皆さんの自己実現のための個別プランの作成をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの作成(4、10月) ・ADLの評価(6、2月) ・モニタリングの実施(5、9月) ・ケースカンファレンスの計画と実施 ・居室変更等利用者の変動に合わせた支援の検討 	第4 木曜日

委員会	目的	実施内容	実施日
ケースカンファレンス委員会	サービスの提供の過程において、各職種の関係部門が定期的な事例検討会やケース検討会を通じて、困難なケース等の対応について職員間で統一をはかり、利用者の皆さんの満足度の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の皆さんに合わせた支援の検討 ・必要時、緊急時に随時招集する 	第4 木曜日
ADL委員会	利用者の皆さんの日常生活動作を個人別に定期的に調査し、リハビリや日常生活においての目的、ケアプラン作成等に反映させ支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ADL調査の実施(6、2月) ・ADL調査結果に対する評価、助言等のコメント付け 	第4 木曜日
きれいな町内をつくろう委員会	園内外の環境整備を行ない、より安全で快適に過ごしやすい施設づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・各倉庫の管理(毎月) ・敷地内整備(除草、除雪、植木剪定) ・扇風機等の備品の設置、撤去(7、9月) ・エアコン・暖房機の清掃、管理 ・建物の修繕、管理 ・「環境美化の日」を定め、全職員で整理整頓に努める 	第1 月曜日
おいしい食事をつくろう委員会	おいしく楽しい食事をするために、利用者の皆さん及び各職種の職員等が委員会に参加し、充実した食事づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・選択メニュー、オーダーメニュー、バイキングの実施 ・嗜好調査 ・非常食の管理、提供 	第2 月曜日
元気で健康なからだづくり委員会	四季を通して健康で快適な生活を過ごせるよう支援し、利用者の皆さんと共に考え環境衛生に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の衛生清掃 ・加湿器の設置(12月) 	第3 火曜日
感染症対策委員会	施設内における感染症等において事前に行うべき対策(事前対策)と、実際に発生した際の対策について、施設・利用者の皆さんの特性に応じて迅速かつ適切に対応し、感染の拡大を可能な限り阻止し、被害を最小限に抑えることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいの励行 ・インフルエンザ予防接種 ・感染症の勉強会(10月) 	第4 金曜日

委員会	目的	実施内容	実施日
虐待防止委員会	利用者の皆さん一人ひとりを一個人として尊重し、職員個々が虐待に対する意識を高め、よりよい支援を目指す。	・職員セルフチェックシートの配布と集計 ・虐待に関する情報の収集ならびに職員間での虐待に関する情報の共有化	第3 月曜日
地域貢献推進委員会	社会福祉法人として、地域社会の福祉のニーズに応え、より一層地域に根ざした施設を目指し、地域貢献の推進に努める。	・中間的就労支援の充実を図る	第2 水曜日
実習生担当委員会	次代を担う福祉専門職の育成という観点から救護施設を正しく理解していただく。	・実習生の受け入れ	第4 水曜日

*年間主要行事

月	行 事	月	行 事
4	お花見・春の一泊旅行	10	理事長杯ゲーム大会・総合訓練
5	端午の節句	11	あきまつり・芋煮会
6	わらび採り	12	クリスマス会
7	サマーフェスティバル in せいわ	1	新年会・不帰省者旅行
8	不帰省者旅行・納涼祭	2	節分
9	四施設交歓会	3	新春まつり

※その他の行事として、次のものがあります。

☆誕生会（毎月1回）

☆避難訓練（毎月1回）

平成 28 年度 居宅生活訓練事業 事業計画

1. 実践目標

地域生活を希望する利用者の方が、円滑に地域生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より地域生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、地域生活への移行を支援することを目標とします。

2. 事業内容

本事業の実施にあたっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、次の支援項目について、あらかじめ支援計画を定め、効果的に行います。

- (1) 日常生活支援（日常的家事・食事・洗濯・清掃等・金銭管理）
- (2) 社会生活支援（公共交通機関の利用・買い物・対人関係・地域行事への参加等）
- (3) その他自立生活に必要な支援（健康管理に関する支援等）

(4) 実施施設との連絡調整について

郡山せいわ園との連携を密に図り、緊急時等に迅速に対応できるように協力体制をとるよう努めます。また、居宅生活を送ることが可能となった利用者の方については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うことになるため、十分な連絡体制を図ります。

3. 健全な運営を行うために

的確な支援が出来るよう、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

本事業の実施期間中は、衛生管理、健康管理について十分に配慮します。

本事業の実施に当たっては、訓練中の事故の防止について十分に留意します。

平成 28 年度 保護施設通所事業 事業計画

1 実践目標

保護施設退所者を対象に、保護施設に通所して頂き、指導訓練等を行う通所訓練を実施します。また、職員が居宅等へ訪問して生活指導を実施する訪問支援を行い、居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設退所の促進の受入のための有効活用を図ることを目的とします。

2 事業内容

郡山せいわ園への通所による生活指導・生活訓練等又は就労指導・職業訓練等の実施と職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施（訪問支援）を一体的に行います。

(1) 通所支援について

① 生活相談支援

生活上の相談、各種関係手続き等。

② 作業訓練支援

箱作業、畑作業等。

③ 健康に関する支援

体調面の管理。体力トレーニング等を通しての健康の維持向上を図る。

④ 食事サービス支援

調理支援等を通じた栄養バランスの指導、援助。食事の提供。

⑤ 外出支援

買い物や旅行等の外出を通じて地域で生活する能力を高める支援。

⑥ 学習支援

計算や字の読み書き等生活の上で必要な学習支援。

⑦ レクリエーション活動支援

施設内行事への参加。ゲームや体操等レクリエーションの実施。

⑧ 一時宿泊支援

短期間、施設での生活が必要になった場合の施設への宿泊。

⑨ 家族調整支援

ご家族との連絡調整。

(2) 訪問支援について

① 生活支援

衛生・環境・身だしなみ等の支援、援助。

② 相談支援

困りごと等の相談支援。

(3) 緊急時の対応について

定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り締まりの徹底を行い、災害防止の意識の高揚について支援します。

また、病気や災害などの緊急時には迅速に対応できるよう、郡山せいわ園との連携を強化すると共に連絡体制を明確にしておき、随時支援に努めます。

(4) 職員の資質向上について

研修会などに積極的に参加することで視野を広め、色々な角度から論理的に分析し、的確な支援が出来るよう自己研鑽に努めます。

平成 28 年度 保護施設一時入所事業 事業計画

1 実践目標

居宅で生活する精神状態が一時的に不安定な精神障害者等を受け入れて、精神状態が安定して居宅生活が再開できるまでの生活支援や精神科病院入院患者又は、退院患者がより円滑に居宅生活に復帰できるよう、施設内での生活訓練を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、施設を短期間ご利用いただくことで、精神状態の安定を目指した支援を行い、居宅生活の継続、退院から居宅生活へのステップ、あるいは体験利用による施設生活から居宅生活へのステップへとつなぎます。

(1) 日常生活支援（食事・入浴等）

・食事

本人の健康状態、ADL、嗜好等に考慮した食事の提供、食事環境の提供を行います。

・入浴

本人の健康状態、ADL、本人のご希望等に考慮して、浴室等の提供、入浴支援を行います。

・その他

清潔な住環境等が整えられるよう支援し、本人が、健康で安定した生活ができるよう、また円滑に居宅生活に復帰できるよう支援します。

(2) 趣味活動支援（班別活動・各種クラブ活動）・レクリエーション活動

本人のご希望に応じ、各活動への参加をしていただき、趣味活動や気分転換の支援に努めます。

(3) 健康への支援

必要に応じて、通院支援・服薬支援を行います。また、一日3回の検温を行い、体調の把握に努めます。

(4) 他利用者とのコミュニケーション

必要に応じて、他利用者の方との関わりについて支援します。

3 健全な管理・運営

的確な支援が出来るように研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

平成 28 年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画

1 実践目標

グループホーム「みんなのいえ」を利用している方が、様々なサービスを活用しながら地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、サービス管理責任者を中心に状況に応じて、利用者の方が継続して地域生活を送れるよう次の項目について事業内容を定め、支援を効果的に行います。

(1) 利用者の方の相談支援について

サービス管理責任者またはサービス提供職員（世話人）は、利用者の方の生活全般に関わる相談支援を行います。また、苦情解決の取り組みとして週一回（月曜日）相談窓口を設け、迅速な対応に努めます。相談内容によってはバックアップ施設である郡山せいわ園の苦情解決システムを活用しながら連携を図り、問題解決に当たります。

(2) 健康と食事の支援について

- ・世話人と一緒に献立を考えながら、バランスの摂れた食事を提供し、生活習慣病予防や肥満の防止に努めます。また、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携して歩行運動や筋力維持トレーニングなどの機会を設け、健康維持に努めて行けるように支援します。
- ・バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、嘱託医の診察や定期健康診断（年 2 回）等から病気の予防・早期発見・治療に努めます。また、医療機関等への通院支援が必要な場合も、随時対応に当たります。
- ・インフルエンザやノロウイルスなどの感染症を予防するため、こまめな手洗い、うがいの励行に努め、1 日 3 回の検温チェックを行います。特に、感染症が流行する冬期間においては、感染情報の提供と意識の高揚、予防の徹底に努めます。万が一、感染者や感染の疑いが見られた場合には感染症対策マニュアルにそって迅速な対応に当たります。

(3) 外出や外泊の支援について

- ・社会資源の活用を通して、地域における自立生活がさらに円滑に進められるよう、ショッピング（毎月一回程度）や旅行等の行事を計画し、体験的な支援を行います。

(4) 余暇活動等の支援について

個々の趣味等の幅を広げ潤いのある生活を送っていただけるよう、情報提供を行うとともに、必要に応じた地域資源を活用していく等の支援をします。

(5) 緊急時の対応について

- ・グループホーム「みんなのいえ」を利用される皆さんの、日々の安全を守るために、これまで通り、セコムホームセキュリティシステムを活用し、安心してご生活いただけるよう支援します。
- ・定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り扱いの徹底等を行ない、災害防止に対する意識の高揚について支援します。
- ・病気や災害等の緊急時には迅速に対応できるよう、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携を図るとともに連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。

(6) バックアップ施設との連絡調整について

日中通所している郡山せいわ園との連携を密に図り、担当職員等と個別計画を踏まえた統一した支援に努めます。

(7) 財産等の日常生活に必要な援助について

財産等については入居時に利用者の方の意向を踏まえ、財産等を委託される場合は原則的にサービス管理責任者が担当します。

3 健全な運営を行うために

多様化するニーズに対応し、的確な支援が出来るように、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

平成28年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画

当施設は、“利用者本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ・よろこび・満足”そして“信頼”をいただける施設運営及び福祉サービスの提供を目指し、鋭意努力してまいります。

I 実践目標

1. 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
2. 利用者の皆さんの多様なニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン（すべての人を地域に包み込む）の理念を踏まえ“ともに生きる”ための生活環境を構築します。

II 重点事項

利用者の皆さんに、地域での生活とできるだけ変化のない生活条件を整え、すべての人が安心して生活でき、毎日を心豊かで健康に、そして自分らしくすごせるように次の通り努めます。

1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために

- ① 利用者の皆さんの個別支援計画（新型養護老人ホームパッケージプラン）に基づき、毎日を心豊かに自分らしくすごしていただくために必要な支援を行ないます。
- ②利用者の皆さんが参加するクラブ活動や各種行事、レクリエーション等を通して、楽しく明るい生活が送れるよう支援します。
- ③利用者の皆さんの自治会活動をより活性化するとともに、各種委員会に参加いただき、利用者相互の連携と親睦を図るとともに、利用者の皆さん方の声を大切にし、豊かで潤いのある生活が送れるよう支援します。
- ④利用者の皆さんのお買い物の便宜を図るとともに、社会参加の機会となるよう、定期的に市内のショッピングセンター等にお買い物バスを運行します。

2 健康にすごすために

利用者の皆さんに“健康にすごすことの大切さ”を理解していただき、日常生活のなかで衛生観念を身につけていただきます。健康指導の充実を図り健康への意識を高めていただきます。

3 おいしく、楽しく食事をするために

健康で安全な食事を美味しく楽しく食べていただく為に、お一人おひとりの食習慣を良く理解し、献立作成に創意工夫、改善を加え、バランスの良い食事サービスの提供に努めます。

4 家族および地域社会との交流のために

① 種施設行事への家族の方々の参加の促進と、身元引受人の皆さんとの情報交換を行ない、家族との外出・外泊などを通して、交流を深めるよう支援します。

② 地域社会との交流（地元小学校・各種ボランティアとの交流、地域行事への参加および、施設行事、クラブ活動への参加の呼びかけ等）を積極的に促進し、地域社会の皆さんとの心のふれあいを育てます。

③ 積極的に実習生を受け入れ、施設への理解・関心等がさらに深められる様に努めます。

5 安心してご生活いただくために

① 利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先とし、非常時に備えた定期的な諸訓練（自衛消防操法等）を通し、災害（事故）防止についての意識の高揚に努めます。

② 地域のセーフティネット及びトランポリン機能を有する施設として、虐待などの緊急避難者の受け入れや心のケアを必要とする方々の受け入れに積極的に取り組み、様々な福祉ニーズを抱えた利用者の皆さんが安心、安全、安寧に自分らしく生活出来る体制作りを努めます。

③ 歩行訓練等の充実をはかり体力向上に努めます。

6 地域社会から必要とされる施設を目指して（生活困窮者等の支援推進と地域貢献）

① 生活困窮者等に対し、施設が中間的就労支援等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指すと共に、法人・施設の社会的役割や地域貢献、そして、地域社会とのつながりを図ります。

② 要支援・要介護状態の利用者の増加や多様なニーズに応えるために介護保険事業所（希望ヶ丘訪問介護事業所・希望ヶ丘居宅介護支援事業所）と密に連携を図ると共に、特定施設化を目指し準備します。

7 将来を担う職員の育成について

① 法人施設の将来を背負ってくれる職員の育成に努めます。

② ジェントルティーチング等の理念を基底とし、利用者の皆さんへの福祉サービスの提供に努めます。

③ 福祉QCサークル活動を積極的に推進し、業務の改善をはかるとともに、職員の資質の向上に努めます。また、「福祉QC」全国発表大会や、他法人合同の「福祉QC」発表大会に積極的に参加し、職員の育成に努めます。

- ④職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励します。
- ⑤全国老人福祉施設大会や全国老人福祉施設研究会への参加、また東北ブロック老施協養護老人ホーム研修会および、福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、利用者の皆さんの多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。
- ⑥救護施設郡山せいわ園との行事等の職員間交流を行ない、職員間の情報の共有化と資質の向上に努めます。
- ⑦OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 日課表 (4月～11月)

6:30	起床
7:30	朝食
8:00	検温
8:45	朝の体操 ①老人体操・ラジオ体操 ②うた ③ズンドコ体操
9:00～ 10:30	朝の集い ④理学療法士のリハビリ ⑤歩行運動(10分間)
10:30～ 11:15	クラブ等諸活動
12:00	昼食
	検温・血圧測定
13:00～ 13:20	全体清掃(自分の居室清掃)
13:30～ 16:00	入浴(介助浴・一般浴)
15:00	おやつ
17:00	ひまわり体操
18:00	夕食
18:30	処置
20:00	就寝薬
21:00	就寝

日課表 (12月～3月)

6:30	起床
7:30	朝食
8:00	検温
8:45	朝の体操 ①老人体操・ラジオ体操 ②うた
9:00～	朝の集い ③口腔体操 ④理学療法士のリハビリ ⑤ズンドコ体操 ⑥歩行運動(10分間)
10:00～	クラブ等諸活動
12:00	昼食
12:45	検温・血圧測定
13:00～ 13:15	全体清掃(自分の居室清掃)
13:15～ 17:00	入浴(介助浴・一般浴)
15:00	おやつ
17:00	ひまわり体操
18:00	夕食
18:30	処置
20:00	就寝薬
21:00	就寝

2. 週間日課表

	午前中	午後
月曜日	カラオケクラブ（毎週）	一般浴室入浴・一般浴室介助入浴
火曜日	特浴室入浴	内科診察（A・B） 特浴室入浴
水曜日	銀行日（第1・3週） 医療費集金日 俳句クラブ（第2週） 大正琴クラブ	一般浴室入浴・一般浴室介助入浴
木曜日	書道クラブ（第1・3週） 華道クラブ（第2・4週） 特浴室入浴	銀行日（第1・3週） 心療内科診察（A・B） 赤ちょうちん 特浴室入浴
金曜日	困りごと相談 手芸クラブ（第1・3週）	一般浴室入浴・一般浴室介助入浴
土曜日	リネン交換	足浴
日曜日	リネン交換 介護予防レクリエーション クラブ（第1・2・3週）	映画鑑賞会

- ※理髪（月1回）
- ※理学療法士来園（月2回）
- ※避難訓練（月1回）
- ※誕生会（月1回）
- ※自治会役員会、自治会全体会（各月1回）
- ※茶話会（月1回）
- ※イトーヨーカドー移動販売（月1回）
- ※各クラブ活動（28ページ参照）
- ※各種委員会（29～30ページ参照）

3. 生活・余暇等の支援

(1) 利用者の方の機能維持、増進のために、日々の健康運動に取り組みます。

	健康運動活動（リハを含む）	日 時
全体	ラジオ体操 歩行運動等（10分間）	毎朝8：45～ 10：00
個別	理学療法士の指導のもとに椅子・平行棒を使つての運動	毎朝8：45～ 10：00

(2) 口腔ケアや、髭剃り、爪切りができない方に関して、整容の支援を行います。

(3) 足浴等を行い、心身のリフレッシュを図っていただきます。

4. クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
手芸クラブ	指先を活用することで、身体機能の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 廊下に掲示する 作成した作品を高齢者作品展に出品する 	第1・3 金曜日
華道クラブ	季節のお花を生けることで、四季を感じていただくとともに、心身の安定を図り、生きがいをくりにつなげる	<ul style="list-style-type: none"> 生けた作品を各フロアーに展示する 	第2・4 木曜日
書道クラブ	書を通して心身の安定を図る	<ul style="list-style-type: none"> 書を高齢者作品展に出品する 廊下に掲示する 	第1・3 木曜日
カラオケクラブ	音楽を通して、楽しい時間を過ごすとともに、口腔リハビリにつなげる	<ul style="list-style-type: none"> 談話室で、カラオケを実施する 音楽交流会に参加する 	毎週 月曜日
俳句クラブ	俳句をつくり、詠むことで認知症予防につなげる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者作品展に出品する 地域作品展に出品する 	第2 水曜日
介護予防レクリエーションクラブ	運動器の機能向上や脳の活性化を目的としたプログラムを実施することでの身体機能の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ホールでレクリエーション（風船バレー等）を実施する 理学療法士が作成したリハビリメニューを実施する 	第1 2・3 日曜日
大正琴クラブ	大正琴を通して、心身の安定を図るとともに、指先を活用することでの機能維持の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 音楽交流会・各行事で披露する 	

5. 自治会活動支援

	目的	実施内容	実施日
自治会	利用者の皆さん相互の連携と親睦を図ると共に、豊かで潤いのあるホームでの生活を目指して活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 誕生会 彼岸法要（8、9、3月） 芋煮会等の行事計画・実施 自治会全体会・役員会 手洗いうがいの励行の声かけ 	第2・4 火曜日

6. 各種委員会活動

委員会		目的	実施内容	実施日
事業企画管理委員会		社会福祉法人の円滑な運営を行うために事業内容を検討し、利用者の皆さんに満足していただけるサービスの提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画立案(2月) ・事業担当者の検討(2月) ・事業の実施状況の把握 	第4 金曜日
食事委員会		おいしく楽しい食事をするために利用者の皆さん及び職員等が委員会に参加し、充実した食事づくりを目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・選択メニュー、オーダーメニュー、バイキングの実施 ・嗜好調査 ・非常食の管理、提供 	第3 金曜日
環境整備委員会		敷地内の環境整備に努めるとともに、集団生活を送る上で誰もが気持ちよく過ごせるよう施設全体の美化意識の向上に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・各倉庫の管理(毎月) ・敷地清掃(除草、除雪、植木剪定) ・扇風機等の備品の設置、撤去(7、9月) ・加湿器、ファンヒーターの管理 ・建物の修繕、管理 ・施設内外の清掃、消毒 	第2 月曜日
感染症対策委員会		施設内における感染症及び食中毒の防止に努め、積極的に施設内の衛生管理に取り組み、安心・安全な生活の提供を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いチェッカーの活用 ・手洗い、うがいの励行徹底 ・インフルエンザ予防接種の実施 ・感染症の勉強会(10月) ・細菌検査の実施(5、10月) 	第3 水曜日
いきいき生活応援委員会		四季を通して健康で快適な生活を送れるよう支援し、園内外の環境衛生に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・各病状に合わせた勉強会 ・健康講話 ・健康診断(5、10月) ・毎日のリハビリ体操 ・嘱託医との連携 ・個別生活指導 ・救急時の対応訓練 ・衛生消毒(5、10月) 	第4 金曜日
ケースカンファレンス委員会		利用者の皆さんお一人おひとりに合わせたケアプランを作成し、定期的にケアカンファレンスを開催し、利用者の皆さんへのサービス提供の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの作成(4、10月) ・ADLの評価(6、12月) ・モニタリングの実施(9、3月) ・ケースカンファレンスの計画と実施 ・居室変更等利用者の変動に合わせた支援の検討 	第1 水曜日
安全管理対策委員会	ヒヤリ・ハット	施設内のリスク管理を行い、利用者の皆さんや職員に対して、危機意識を啓発し、安心・安全・安寧な施設作りを目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・KYTの実施(第2水曜日) ・ひやっとニュースの発行 ・ヒヤリハットの事例把握 ・情報収集 ・再発防止策の検討・実施 	第2 水曜日
	防災管理	防災訓練の実施と、消防設備器具等の点検整備を実施し、非常事態に対応できる体制づくりを行なう	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施(毎月) ・自衛消防操法の訓練(10月) ・消防設備器具の点検整備 	
	車両管理	施設車両の点検整備を定期的に行ない、安全な車両管理を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回の車両点検の実施 ・タイヤ交換 ・車検の実施 ・洗車 ・運転講習会 	

委員会		目的	実施内容	実施日
広報委員会	広報誌 年間誌の 発行	施設の状況や取り組みを、広報誌や年間誌を通して多くの皆さんにご理解いただく	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「なごやか」の作成と送付（7、12、3月） ・年間誌「一年のあゆみ」の作成（5月） ・施設パンフレットの作成 	第3 水曜日
	ホーム ページ 管理	パソコン支援システムによる情報の共有化と、施設ホームページの作成と運営、管理を行なう	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの随時更新・作成 ・パソコン活用に関する指導・勉強会 	
委と地域 員も域 会にと	ボラン ティア	利用者の皆さんとの交流を通じて希望ヶ丘ホームをご理解・ご支援していただくように努める	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・慰問の受け入れ ・地域との交流 	第1 金曜日
改善委員会	改善	各委員会の活動状況や問題点を客観的に把握し、改善の支援を行なう	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の活動状況の把握とスムーズな活動実施への支援 ・改善策実施の評価 	第4 月曜日
	サービス 評価	施設の理念を踏まえ、利用者の視点でサービスの現状を把握、検討し、サービスの向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施・評価（3月） ・サービス評価による問題点の把握・改善 	
	苦情 解決	利用者の皆さんからの苦情へ適切な対応を行ない、施設の提供する福祉サービスに対する満足度の向上及び権利擁護に努め、適切な福祉サービスの提供を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付、改善 ・困りごと相談（毎週金曜日） ・苦情解決責任者、第三者委員への報告 	
スキルアップ委員会	研修	職員の主体的な能力向上のための研修を企画・運営する	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修への参加 ・研修報告会の実施、研修内容の情報共有 ・スキルアップ手帳の管理 	第1 月曜日
	5S	整理・整頓・清掃・清潔・躰の“5S”を推進し、きれいでムダのない施設を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会との連携 ・書類等の整理整頓 	
	QC推進	福祉QCサークル活動を活用し、利用者の皆さんにご満足いただけるサービスの提供を目指すとともに、職員の創意工夫が活きた明るく活発な職場づくりに努める	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉QCサークル活動の実施・推進 ・「福祉QC」全国発表大会への参加（11月） ・福祉QC入門講座研修等への参加 	
	エチ ケット	職業人として望ましい態度・心構え・服装が出来るよう、マナー・エチケットの徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼でのあいさつ運動の実施 ・接遇マナー研修への参加 	
地域貢献推進委員会		社会福祉法人としての地域社会の福祉ニーズに応えうる福祉事業の開拓を行なう	<ul style="list-style-type: none"> ・中間的就労支援の充実を図る 	第2 火曜日
実習生担当委員会		次世代を担う福祉専門職の育成という観点から、養護老人ホームを正しく理解していただく	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な実習生の受け入れ ・福祉人材の育成 	第1 火曜日

*年間主要行事

月	行 事	月	行 事
4	お花見	10	総合防災訓練 輪投げ大会
5	春の一泊旅行 日帰り旅行	11	芋煮会 日帰り旅行
6	健康まつり	12	クリスマス 忘年会
7	身元引受人会議 音楽交流会	1	新年会 団子ならし
8	夏まつり	2	節分
9	敬老祝賀会	3	おひなまつり

平成28年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、きめ細かな介護サービスの提供を目指します。

★実践目標★

1. お客様の基本的な人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・ お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・ お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
2. お客様の多様なニーズに応じた介護サービスを提供します。
 - ・ お客様個々の生活の状態に応じた介護サービスを提供します。

★重点事項★

要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、職員が一体となって支援します。

1 “在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供”

- ① 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を密にし、地域のニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。
- ② お客様へよりよい介護サービスの提供に繋げるために、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 “介護サービス提供と向上”

- ① お客様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するお客様の要望苦情等に対し、迅速に対応します。
- ② 身体介護の提供にあたり、より安全かつ快適な介護サービスを提供するために、業務マニュアルの見直し及び業務改善を図ります。
- ③ お客様アンケートの実施や、定期的なサービス向上委員会を開催し、介護サービスの質の向上を目指します。

- ④ 提供する介護サービスの評価やリスク等の分析を行い、質の高い介護サービスの提供に努めます。

3 “健全な事業所運営をするために”

①介護サービスの質の向上を目指すために

- ・ 苦情解決委員会の設置（お客様の苦情を解決するシステム）
- ・ リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYTの導入、個人情報保護を含む対応）
- ・ 介護サービス評価の実施

これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い解決」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。

② 職員の資質を向上させるために

- ・ ジェントルティーチング等の理念を基底とし、お客様への介護サービスの提供に努めます。
- ・ OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。
- ・ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等の取得を奨励します。
- ・ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。

③ 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- ・ 営業日は月曜日から金曜日までとします。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までを除きます。
- ・ 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。

平成28年度 希望ヶ丘居宅介護支援事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態にあるお客様に対して、きめ細かな介護サービスの提供を目指します。

★実践目標★

1. お客様の基本的な人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・ お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・ お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
2. お客様の多様なニーズに応じた介護サービスを提供します。
 - ・ お客様個々の生活の状態に応じた介護サービスを提供します。

★重点事項★

要介護状態にあるお客様に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な質の高い介護サービスを目指し「在宅介護重視」等の介護保険の基本理念を実現するため、限られた介護サービスを適切で効率的に利用し、お客様や支援者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、職員が一体となって支援します。

1 “在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供”

- ① サービス提供事業所等の関係機関との連携を密にし、地域のニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。
- ② お客様へよりよいサービスの提供に繋げるために、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健医療福祉サービスと綿密な連携を図り、お客様の自立支援と介護負担軽減が図れるよう総合的なサービスの提供に努めます。

2 “介護サービス提供と向上”

- ① お客様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するお客様の要望苦情等に対し、迅速に対応します。
- ② きめ細かく十分なアセスメントを行い、お客様の思いを引き出してニーズに添った介護サービスが提供できる様に努めます。またサービス提供事業所の選定に関しても本人の意思を尊重し適切に対応します。

- ③ お客様アンケートの実施や、定期的な委員会を開催し、介護サービスの質の向上を目指します。
- ④ 提供する介護サービスの評価やリスク等の分析を行い、質の高い介護サービスの提供に努めます。

3 “健全な事業所運営をするために”

①介護サービスの質の向上を目指すために

- ・ 苦情解決委員会の設置（お客様の苦情を解決するシステム）
- ・ リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYTの導入、個人情報保護を含む対応）

これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い解決」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。

② 職員の資質を向上させるために

- ・ ジェントルティーチング等の理念を基底とし、お客様への介護サービスの提供に努めます。
- ・ OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。
- ・ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等の取得を奨励します。
- ・ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。

③ 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- ・ 営業日は月曜日から金曜日までとします。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までを除きます。
- ・ 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。
ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。